

○雲仙市建設工事入札参加資格再審査取扱要領

平成19年5月29日

告示第60号

(趣旨)

第1条 この告示は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生計画の認可が決定された者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画の認可が決定された者並びに合併、営業譲渡及び分割により入札参加資格の地位を承継した者で、再度の一般競争入札又は指名競争入札に参加するものの資格審査（以下「再審査」という。）の申請手続等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格 市が発注する建設工事の入札に参加するため建設業者が有すべき資格
- (2) 承継 入札参加資格を有する者が、当該資格について入札参加資格のない者あるいはすでに入札参加資格を有している者に、その地位を引き継がせること。
- (3) 入札参加資格者 雲仙市建設工事等入札参加の資格審査及び選定要綱（平成17年雲仙市告示第72号）第8条の有資格業者名簿に登録されている者をいう。
- (4) 審査結果等 雲仙市建設工事請負業者選定基準（平成18年雲仙市告示第83号。以下「基準」という。）に規定する建設工事の種類ごとの審査点数及び格付をいう。
- (5) 総合数値 基準に規定する客観的審査事項と主観的審査事項の審査点数を合わせた数値をいう。

(再審査申請者)

第3条 この告示に基づき再審査を申請できる者は、次の第1号、第2号及び第6号に該当する者とし、第3号から第5号までに該当する者は、再審査を申請しなければならない。

- (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、当該決定日以後を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、更生計画の認可が決定されたものの
- (2) 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、当該決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、再生計画の認可が決定されたものの
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による合併により消滅した法人の場合（以下「消滅会社」という。）、当該合併後、消滅会社の入札参加資格を承継しようとする新設された法人又は当該合併により存続する法人
- (4) 会社法の規定による事業譲渡によりその入札参加資格に係る事業全てを譲渡した法人（以下「譲渡会社」という。）で、建設業に係る事業全てを廃止し、又は県への入札参加資格を辞退した場合、当該譲渡会社の入札参加資格を承継しようとするものの

(5) 会社法の規定による会社分割を行い、入札参加資格に係る事業全てを廃止し、又は当該入札参加資格を辞退した法人の場合（以下「分割会社」という。）、当該分割後、分割会社の入札参加資格を承継しようとする新設された法人又は既存の法人

(6) 前各号に掲げる者のほか、これらに類する者

(再審査の対象範囲等)

第4条 前条の規定により再審査を申請する場合の入札参加資格の範囲は次のとおりとする。

(1) 前条第1号及び第2号に掲げる者は、この告示に特別の定めがある場合を除き、入札参加資格を有する建設工事の種類の種類範囲内で再審査を希望する資格全てについて申請をしなければならない。

(2) 前条第3号から第5号までに掲げる者は、当該各号に該当する時点で、入札参加資格者であった者が有していた当該入札参加資格に係る建設業の種類の種類範囲内で承継を希望する資格全てについて再審査の申請をしなければならない。ただし、承継をする者がすでに入札参加資格を有している場合、その資格に係る建設業の種類以外の業種及び既に有している資格に係る業種の種類範囲内で入札参加を希望する資格全てについて再審査の申請をすることを要す。

(再審査の効果等)

第5条 次条の規定により再審査申請した入札参加資格について、当該審査後の入札参加資格の効力の発生する日は、第9条の入札参加資格決定通知書に記載した再審査後の当該資格に効力を生じる日（以下「発効日」という。）とする。なお第3条第1号及び第2号に規定する者のうち、前条第2号ただし書に該当するものの従前に入札参加資格に係る審査結果等については、当該発効日をもって取り消されたものとみなす。

2 第3条第6号に規定する者の前項に規定する発効日は、その都度定める。

(再審査の申請手続)

第6条 再審査の申請をしようとする者は、必要に応じて次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第3条第3号から第5号までに該当し、入札参加資格者の地位の承継を申請した者に係る申請の場合、第2号から第9号までに掲げる書類については不要とする。

(1) 再度の入札参加資格審査申請書（様式第1号）

(2) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事用）

(3) 建設業許可証明書

(4) 営業所一覧表（県外建設業者の場合に限る。）

(5) 都道府県税及び市町村民税の滞納がないことを証明する書面（写）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書面（写）

(6) 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る工事の実績を証明する書類

(7) 第3条第1号及び第2号に該当する者が申請者の場合、会社更生法に基づく更生手続開始決定日又は民事再生法に基づく再生手続開始決定日以降を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(8) 再審査をする理由となる事実の発生を証する書類の写し

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の場合 更生手続開始決定書

及び更生計画認可書の写し

イ 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の場合 再生手続開始決定書
及び再生計画認可書の写し

ウ ア及びイに掲げるもののほか、再審査の理由を確認するために必要と求められる
書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が審査に必要な書類として指示する書類
(再審査に係る入札参加資格審査及び審査結果等の決定)

第7条 市長は、前条により申請のあった書類に基づき、競争入札総参加資格の審査を行
うとともに、次条の規定に基づきその申請者の審査結果等を決定する。

2 この資格審査における申請者の状態を特定する日は、当該申請のあった日とする。
(審査結果等の決定方法)

第8条 市長は、この告示に別の定めがある場合のほか、次項及び第3項並びに基準の規
定に基づいて総合数値を算定し、基準第6の規定により格付を決定する。

2 基準に定める客観的審査事項の審査点数については、第6条の申請時に添付する総合
評定値通知書に記載された、建設工事の種類ごとの総合評定値とする。

3 基準に定める主観的審査事項の審査点数については、原則として再審査申請前の入札
参加資格者だった者が有する審査点数とする。ただし、第3条第3号から第5号までに
掲げる者の再審査の場合で、当該資格に係る建設業の種類のうち重複するものがあつた
場合、県内建設業者にあっては当該業種に係る高い評価を有するものとし、県内建設業
者以外の者にあっては減点の大きい評価を有するものとみなして審査を行う。

第9条 市長は、第7条の規定による入札参加資格に係る審査結果等の決定を行ったとき
は、再審査後の入札参加資格の内容を様式第2号により、申請者に通知する。

(再審査に係る入札参加資格の有効期間)

第10条 第7条の規定により決定された入札参加資格の有効期間は、発行日から次期の
定期の競争入札参加資格に基づく競争入札参加資格の認定のときまでとする。

(資格名簿の変更等)

第11条 第7条の再審査申請に係る審査結果等の決定は、入札参加資格名簿に所要の修
正を行う。

(その他)

第12条 この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第46号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日告示第64号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

再度の入札参加資格審査申請書

年 月 日

雲仙市長 様
(申請者) 住所又は所在地
商 号(名 称)
代 表 者 名

雲仙市建設工事入札参加資格再審査取扱要領第6条の規定に基づき、下記内容に係る再度の建設工事入札参加資格の審査を、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由(該当するものを○で囲む。)
- ① 会社更生法に基づく、更生計画の認可を受けたため。
 - ② 民事再生法に基づく、再生計画の認可を受けたため。
 - ③ 会社合併を行い、消滅会社の入札参加資格の承継を申請したため。
 - ④ 営業譲渡(建設業全部等)を行い、譲渡会社の入札参加資格の承継を申請したため。
 - ⑤ 会社分割(建設業全部等)を行い、分割会社の入札参加資格の承継を申請したため。
 - ⑥ その他()

2 申請者の概要及び再審査を希望する業種

1 申請者の(建設業)許可番号			
2 申請者の有する(建設業)許可業種			
3 上記③～⑤の場合、入札参加資格者であった会社及びその有していた資格	会 社 名	許 可 番 号	入札参加資格にかかる業種
		—	
		—	
		—	
4 上記2の場合で、申請者が入札参加資格者の場合、その資格(業種)			
5 再審査を希望する(建設業の)種類			
6 その他			

様式第2号(第9条関係)

入札参加資格決定通知書

(申請者) 住所又は所在地
商号(名称)
代表者名

年 月 日付けで再度の入札参加資格申請があった件について、次のとおり参加資格を決定しましたので通知します。

なお、雲仙市建設工事入札参加資格再審査取扱要領第3条に該当する者で、雲仙市の入札参加資格を有する者の申請に係る従前の資格については、この通知をもって効力を失ったものとします。

年 月 日

雲仙市長

1 決定内容(入札参加資格)

建設工事の種類	総合数値	格付け	建設工事の種類	総合数値	格付け

2 条件等

- ① 1に示す再審査後の入札参加資格の効力を生じる日 年 月 日
- ② 上記の資格の有効期限は、 年 月 日までとする。
- ③ この通知受領後に、入札参加資格申請書の記載事項又は営業所の変更があった場合、若しくは合併、破産、廃業等があったときは、すみやかに契約検査課あて届け出てください。
ただし、県内建設業者の方にかかる、入札参加資格申請書の記載事項の変更届等については、(委任状が必要な場合を除き)提出を省略できます。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)